

第2章 議会・監査

○弘前地区環境整備事務組合議会の定例会の 回数に関する条例

〔昭和37年3月5日〕
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき弘前地区環境整備事務組合議会の定例会の回数を定めることを目的とする。

(回数)

第2条 弘前地区環境整備事務組合の定例会の回数は毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。